

L P ガスの取引適正化・料金透明化に向けた 群馬県L P ガス協会の取組宣言

令和6年5月29日
一般社団法人群馬県L P ガス協会

今般の料金透明化・取引適正化に関する制度改正が行われることに伴い、L P ガス業界は、今後はより厳格でより節度のある取引の実施が求められます。また、料金透明化を図るために、お客様により分かりやすい料金提示・説明をしていく必要があります。

そこで、群馬県L P ガス協会として、会員販売事業者が関係法令を遵守して適正な取引を行うよう方向性を示し、お客様との信頼関係の向上を図るべく取り組むことを宣言いたします。

【取組内容】

1. 関係法令を遵守し適正な商取引に努めます。
 - ◇お客様の不利益となるような取引を排除するよう努めます。
 - ◇不透明な費用等がL P ガス料金に上乗せされることがないよう努めます。
 - ◇三部料金制の導入を徹底し、お客様に分かりやすい料金提示が行われるよう努めます。
 - ◇料金について、お客様に丁寧な説明が行なわれるよう努めます。
 - ◇ホームページを持たない会員販売事業者等の取組宣言を協会ホームページに掲載することにより、対外的に意思表示ができるよう努めます。
 - ◇本取組内容の趣旨に反するような取引を確認した場合は、積極的に経済産業省へ通報いたします。
2. お客様の声に耳を傾けます
 - 協会へ寄せられたお客様の声を会員販売事業者と共有し、よりよいサービス向上に努めます。

液化石油ガス法の改正省令の概要

- 1 過大な営業行為の制限（令和6年7月2日施行）
 - 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
 - L P ガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止
- 2 三部料金制の徹底（令和7年4月2日施行）
 - 基本料金、従量料金、設備利用料金からなる三部料金制の徹底
 - L P ガスと関係ない設備費用のL P ガス料金への計上禁止
- 3 L P ガス料金等の情報提供
 - 賃貸集合住宅等の入居希望者へのL P ガス料金の事前提示
(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)